

入札説明書

令和8年札幌市告示第4100号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年（2026年）10月29日

2 契約担当部局

〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6 札幌市博物館活動センター
札幌市市民文化局文化部文化振興課博物館担当係
TEL：011-374-5002 E-mail：museum@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
令和8年度博物館活動センター構内除雪業務
- (2) 調達案件の仕様書等
仕様書による
- (3) 履行期間
令和8年（2026年）12月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなれている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。
- (6) 入札日から過去5年間に官公庁との契約に基づき、除雪業務を受託した実績を有する者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

1に同じ。なお、入札説明書等は札幌市公式ホームページ（URLは以下を参照）からダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/museum/smac_josetsu2026.html

(2) 入札書の提出期限

令和8年（2026年）11月7日（土）午後5時00分（必着）

(3) 入札書の提出先

ア 郵送の場合

2に同じ。

イ 持参の場合（火曜日から土曜日に限る。）

2に同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式1）は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。また、入札書の日付は作成日とすること。

イ 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号。ウにおいて以下同じ。）及び「令和8年11月10日（火）午前9時30分開札「令和8年度博物館活動センター構内除雪業務」入札書在中」の旨を記載し、5(3)イに従い提出すること。

ウ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、5(4)イで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に入札者の氏名及び「令和8年11月10日（火）午前9時30分開札「令和8年度博物館活動センター構内除雪業務」の入札書関係書類在中」の旨を記載のうえ、5(3)アに従い提出すること。

エ 入札書の作成権限を委任する場合は、委任状（様式2）を作成し提出すること。その際、委任状は入札書と同封しないこと。また、委任状の日付は入札書の日付より前の日又は同日とすること。

オ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

入札説明書等に対する質問票（様式3）を持参、送付すること。

イ 提出先及び提出期限

1の告示の日から令和8年（2026年）11月5日（木）正午までに提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問については回答しない。

ウ 回答書の閲覧

令和8年（2026年）11月5日（木）午後1時以降、2の契約担当部局で閲覧に供するとともに、5(1)の札幌市公式ホームページ内に掲載する。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 5(2)の入札書提出期限日以後、落札者の決定までの間に4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（様式3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

令和8年（2026年）11月10日（火）午前9時30分

札幌市博物館活動センター 2階実習室3

（札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6）

(10) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、再度入札が行われることとなった場合に、別途入札者に通知する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合は、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ6(4)ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（様式4）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

6(4)ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格のない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、6(4)ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

6(4)ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、5(10)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(様式5)を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 6(8)イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙 契約書(案)のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

2に同じ。

イ その他

書面の提出は、持参又は送付(電子メールを含む。)によるものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、2あてに電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。